

## 行政財産使用料等

行政財産については、地方自治法（昭和22年法律67第67号）第238条の第4項及び茨城県行政財産使用料徴収条例（昭和39年茨城県条例第8号）並びに茨城県公有財産事務取扱規則（昭和39年茨城県規則第21号）及び茨城県病院局会計規程（平成18年病院事業管理規程第21号）に基づき行政財産使用許可申請を受理し、行政財産の使用を許可することとする。

なお、積算については下記のとおり

- 使用料（院内レストラン） 3,959,563円（貸付面積 351.54㎡分）（平成30年度貸付面積より積算）

※ 貸付単価は固定資産評価額及び面積により増減有

- 加算金

- ・ 電気代等 : 当該年度の契約単価により算出

単価：電気代 17.34円／1kwh当（税込8%）

電気代（夏期料金） 18.74円／1kwh当（税込8%）

（平成29年度実績 1,087,618円）

- ・ 水道料 : 当該年度の契約単価により算出

173円／1m<sup>3</sup>当（税抜）

（平成29年度実績 482,228円）

- ・ 下水道料 : 笠間市単価により算出

140円／1m<sup>3</sup>当（税抜）

（平成29年度実績 390,241円）

- ・ LPガス : 当該年度の契約単価により算出

199円／1m<sup>3</sup>当（税抜）

（平成29年度実績 652,922円）

平成29年度加算金実績額 2,613,009円

- その他

- ・ 生ごみ処分料 : 当該年度の契約単価により算出

25.9円／1Kg当（税抜）

（平成29年度実績 398,748円）

※ 加算金は、当該年度の電気量等の契約単価により増減有